

後期高齢者医療制度について

保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

《7月31日まで・青みがかった色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇 令和3年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
一部負担金の割合	〇割		

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・赤みがかった色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇 令和4年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
一部負担金の割合	〇割		

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は町内に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。古い保険証は、住所や氏名が見えないよう裁断してください。

保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない方は、神戸町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

令和3年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和3年度の保険料は、令和2年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料額について】

令和3年度の保険料額は、以下のア、イの合計額になります(上限64万円)。

ア：均等割額(被保険者一人あたり44,411円)

イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.55%)

※総所得金額等－43万円(基礎控除額)

(注)基礎控除額は、令和3年から43万円に変わりました(令和2年までは33万円)。

●保険料の軽減措置について

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の、令和2年中の総所得金額等 ^{※1} の合計額
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数 - 1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 28.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(年金・給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 52万円×(被保険者数)以下

※1 令和3年度から軽減の基準が変わりました。基準となる「10万円×(年金・給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で110万円を超える方または65歳未満で60万円を超える方)

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険[※]の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**、5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等の公的医療保険の総称。国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

保険料の納付が難しいとき

住民保険課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

新型コロナの影響により 収入が減少した被保険者等に係る 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症について、減免基準(主たる生計維持者が新型コロナにより重篤な傷病を負った、収入が減少した等)に該当する場合、保険料の減免が適用されることがあります。

保険料の納付方法を 特別徴収(年金から納付)から 口座振替に変更できます

- ①保険料を年金からお支払いいただいている方で、口座振替によるお支払をご希望の方
- ②75歳に到達され、後期高齢者医療制度に加入された方で年金からのお支払いを希望されない方
- ③後期高齢者医療制度に加入中の方で、現在納付書でお支払いされており、以降年金からのお支払いを希望されない方

※ただし、口座振替によるお支払いに限ります。希望する口座の通帳、銀行印をお持ちください。※お手続き方法などにつきましては住民保険課にお問い合わせください。